

綾瀬市延長保育事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の保育対策の推進強化を図るため、延長保育事業を実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による認可を受けた法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園及び法第34条の15第2項の規定による認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所（以下「保育所」という。）に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育対象児童 保護者の就労形態や通勤時間等やむを得ない事情のため、保育必要量の認定時間（以下「保育認定時間」という。）以上の保育が必要であると認めた児童で、綾瀬市保育の実施等に関する規則（平成27年綾瀬市規則第2号）第3条第2項の規定により入所の承諾を受けたものをいう。
- (2) 延長保育 前号に規定する保育対象児童を保育認定時間の前後において、更に30分以上の延長保育を実施することをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、延長保育事業の実施について（平成27年7月17日付け雇児発0717第10号）の別紙延長保育事業実施要綱3及び4に規定する事業とする。

(補助額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。

- (1) 別表の基準により算出した補助基準額と補助事業に要した経費の実支出額
- (2) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(申請方法及び期限)

第5条 補助金の交付申請は、綾瀬市延長保育事業補助金交付申請書（第1号様式）により、補助事業を実施する年度の10月5日までに行わなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは内容を審査し、開所時間延長保育及び延長保育を実施する保育所等として適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市延長保育事業補助金（変更）交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に定める市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第9条 規則第6条第1号及び第2号の承認を受けようとする場合は、綾瀬市延長保育事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添付し市長に提出するものとする。

(事業実施状況報告)

第10条 補助事業を実施する保育所等は、綾瀬市延長保育事業補助金実施状況報告書（第4号様式）により毎月5日までに前月の事業の実施状況を市長に報告するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、年額を交付決定した後、2分の1相当額を交付し、残額は前条の報告に基づき所要額を交付する。

(実績報告)

第12条 規則第12条第1項に定める実績報告は、綾瀬市延長保育事業補助金実績報告書（第5号様式）により行うものとし、同条に定める市長の定める期日は、当該会計年度終了後の4月末日とする。

(書類の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた保育所等は、補助事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し保存するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成28年1月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(補助金交付申請期限の経過措置)

2 第5条の規定中「10月5日」とあるのは、平成27年度の補助金交付申請については、「1月14日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和４年６月１０日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年８月７日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

別表（第4条関係）

補助事業名	補助基準額			
延長保育事業	1 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）			
	(1) 保育所及び認定こども園			
	延長時間区分	年額	平均対象児童数	
	1 時間	<u>20, 200 円</u>	1 人以上	
	2 時間	<u>40, 400 円</u>		
	3 時間	<u>60, 600 円</u>		
	(2) 小規模保育事業			
	延長時間区分	年額		平均対象児童数
		A 型・B 型	C 型	
	1 時間	<u>14, 000 円</u>	<u>17, 700 円</u>	1 人以上
2 時間	<u>28, 000 円</u>	<u>35, 400 円</u>		
3 時間	<u>42, 000 円</u>	<u>53, 100 円</u>		
2 保育標準時間認定（1事業当たり年額）				
(1) 保育所及び認定こども園				
延長時間区分	年額	平均対象児童数		
30 分	<u>600, 000 円</u>	1 人以上		
1 時間	<u>1, 760, 000 円</u>	<u>3 人以上</u>		

2～3時間	<u>2, 7 6 1, 0 0 0円</u>	3人以上
4～5時間	<u>5, 6 7 3, 0 0 0円</u>	
6時間以上	<u>6, 7 0 4, 0 0 0円</u>	

(2) 小規模保育事業

	延長時間区分	年額			平均対象児童数
		A型	B型	C型	
自園調理等	30分	<u>6 0 0, 0 0 0円</u>	<u>6 0 0, 0 0 0円</u>	<u>6 0 0, 0 0 0円</u>	1人以上
	1時間	<u>1, 4 2 2, 0 0 0円</u>	<u>1, 4 2 2, 0 0 0円</u>	<u>1, 4 2 2, 0 0 0円</u>	3人以上
	2～3時間	<u>1, 7 6 0, 0 0 0円</u>	<u>1, 7 6 0, 0 0 0円</u>	<u>1, 7 6 0, 0 0 0円</u>	3人以上
	4～5時間	<u>4, 3 6 6, 0 0 0円</u>	<u>4, 3 6 6, 0 0 0円</u>	<u>4, 3 4 6, 0 0 0円</u>	
	6時間以上	<u>5, 0 9 2, 0 0 0円</u>	<u>5, 0 9 2, 0 0 0円</u>	<u>5, 0 7 1, 0 0 0円</u>	
その他の	30分	<u>6 0 0, 0 0 0円</u>	<u>6 0 0, 0 0 0円</u>	<u>6 0 0, 0 0 0円</u>	1人以上
	1時間	<u>1, 3 7 5, 0 0 0円</u>	<u>1, 3 7 5, 0 0 0円</u>	<u>1, 3 7 5, 0 0 0円</u>	6人以上
	2～3時間	<u>1, 6 0 5, 0 0 0円</u>	<u>1, 6 0 5, 0 0 0円</u>	<u>1, 6 0 5, 0 0 0円</u>	3人以上
	4～5時間	<u>3, 5 2 4, 0 0 0円</u>	<u>3, 5 2 4, 0 0 0円</u>	<u>3, 5 0 3, 0 0 0円</u>	
	6時間以上	<u>3, 9 4 4, 0 0 0円</u>	<u>3, 9 4 4, 0 0 0円</u>	<u>3, 9 2 3, 0 0 0円</u>	

ただし、1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあっては、該当する1人（1事業）当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。

第 1 号様式（第 5 条関係）

綾瀬市延長保育事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

年度延長保育事業について綾瀬市延長保育事業補助金の交付を受けたいの
で、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の着手及び完了の予定期日

年 月 日から 年 月 日まで

2 交付申請額 円

3 認定区分及び対象児童数

開設時間		認定 区分	4 月初日現在対象予定児童数						
開所	閉所		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳以 上児	計
		標 準	人	人	人	人	人	人	人
		短時間							
		短時間 在 籍 児童数							

4 添付書類

- (1) 延長保育事業補助金所要額調書（別紙 1）
- (2) 延長保育事業補助金所要額内訳書・実績内訳書（別紙 2）
- (3) 延長保育児童名簿（別紙 4）

第 2 号様式（第 7 条関係）

綾瀬市延長保育事業補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 

年 月 日付けで申請があった 年度綾瀬市延長保育事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第 5 条（第 9 条）の規定により、次のとおり決定しました。

- 1 補助金額

円
- 既交付決定額

円（ 年 月 日決定）
- 今回変更（増減）額

円
- 2 補助条件

第 3 号様式（第 9 条関係）

綾瀬市延長保育事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで決定を受けた 年度綾瀬市延長保育事業補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

区 分	変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後
延長保育事業	円	円

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

- (1) 延長保育事業補助金所要額調書（別紙 1）
- (2) 延長保育事業補助金所要額内訳書・実績内訳書（別紙 2）

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

綾瀬市延長保育事業補助金実施状況報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名

年度綾瀬市延長保育事業補助金に係る補助事業の 月分実施状況を次の
とおり報告します。

認定 区分	月初日現在対象児童数						
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳以 上児	計
標 準	人	人	人	人	人	人	人
短時間	人	人	人	人	人	人	人

- 添付書類 1 延長保育実施状況報告日計表（別紙 3）
2 延長保育児童名簿（別紙 4）

第 5 号様式（第 1 2 条関係）

綾瀬市延長保育事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

報告者 所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで決定を受けた 年度綾瀬市延長保育事業補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

区 分	補助金所要額	補助金交付決定額	補助金受入済額
延長保育事業	円	円	円

1 添付書類

- (1) 延長保育事業補助金所要額調書（別紙 1）
- (2) 延長保育事業補助金所要額内訳書・実績内訳書（別紙 2）

別紙 1

年度延長保育事業補助金所要額調書

施設名

区 分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差 引 額 (A－B) C	対象経費の支 出額 D	基 準 額 E E	選 定 額 (C、D、E を比較して最 も少ない額) F	補助所要額 G
延長保育事業	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 A欄は、延長保育に係る総事業費を記入してください。
- 2 B欄の寄付金その他の収入額欄には、保育所で徴収した延長保育料を含んだ額を記入してください。
- 3 D欄は、延長保育に係る経費を記入してください。
- 4 E欄は、別紙2の②の合計額を記入してください。

別紙 2

年度延長保育事業補助金所要額内訳書・実績内訳書

施設名

区 分	事業開始 年月日	開所時間	平 均 対 象 （ 利 用 ） 児 童 数 ①														基 準 額 ②
			認定区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計	
延長 保育 事業	年 月 日	時 分 ～ 時 分	標 準	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
			短時間														
			短時間在籍児 童数														
合 計																	

- (注) 1 ①欄には、当該補助事業に該当する平均対象（利用）児童数を記入してください。
- 2 ②欄には、「延長保育を利用するすべての対象児童により区分される額（上限額）」を記入してください。

延長保育実施状況報告日計表（ 月分）

施設名					
日（ ）	延長保育対 象登録人数	利用人数	日（ ）	延長保育対 象登録人数	利用人数
1（ ）	人	人	1 7（ ）	人	人
2（ ）	人	人	1 8（ ）	人	人
3（ ）	人	人	1 9（ ）	人	人
4（ ）	人	人	2 0（ ）	人	人
5（ ）	人	人	2 1（ ）	人	人
6（ ）	人	人	2 2（ ）	人	人
7（ ）	人	人	2 3（ ）	人	人
8（ ）	人	人	2 4（ ）	人	人
9（ ）	人	人	2 5（ ）	人	人
1 0（ ）	人	人	2 6（ ）	人	人
1 1（ ）	人	人	2 7（ ）	人	人
1 2（ ）	人	人	2 8（ ）	人	人
1 3（ ）	人	人	2 9（ ）	人	人
1 4（ ）	人	人	3 0（ ）	人	人
1 5（ ）	人	人	3 1（ ）	人	人
1 6（ ）	人	人		人	人

当月分の延長保育料徴収額

円 当月分までの累計

円

別紙 4

延長保育児童名簿

施設名

[illegible]